平成２７年（フ）第１９号
山口県下松市大字末武上658番地14　ヴィラ・セリーヌ202号
債務者　西村　美咲
1　決定年月日時　平成27年３月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月21日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２７年（フ）第１４号
青森県八戸市大字白銀町字大沢片平31番地36
債務者　秋山　雅則
1　決定年月日時　平成27年３月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２６年（フ）第５５号
松江市古志原２丁目19番25号
債務者　原　　直美
1　決定年月日時　平成27年３月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
松江地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１８号
松江市東津田町1948番地２　コーポ中村Ⅱ105号室
債務者　清寺　保史
1　決定年月日時　平成27年３月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
松江地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第７６号
熊本市中央区帯山７丁目19番29―205号、前住所熊本市東区下江津７丁目10番13号ニューラベンダー103
債務者　武久　佳嗣
1　決定年月日時　平成27年３月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第５９号
熊本県菊池郡大津町大字杉水2730番地
債務者　白川　春輝
1　決定年月日時　平成27年３月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月27日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１３５号
山口市小郡金堀町33番１号
債務者　中村　大介
1　決定年月日時　平成27年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月５日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１３号
山口県防府市岩畠１丁目22番26号、前住所山口県下関市豊田町大字殿敷1665番地１
債務者　林　　幸司
1　決定年月日時　平成27年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月５日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１４号
山口市吉敷上東１丁目６番15号　カーサ吉敷201、前住所山口市吉敷佐畑６丁目８番22号
債務者　倉増　久志
1　決定年月日時　平成27年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月５日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第９号
大分県佐伯市7360番地３　エンドレスワン101
債務者　大下　　誠
1　決定年月日時　平成27年３月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２７年（フ）第１５８３号
東京都足立区西竹の塚１丁目10―２―504
債務者　関　ミツイ
1　決定年月日時　平成27年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１５８４号
東京都世田谷区若林１丁目３―16―202
債務者　渡邉　美穂
1　決定年月日時　平成27年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１６６２号
東京都府中市紅葉丘１丁目27―６―104
債務者　牧野　秀貴
1　決定年月日時　平成27年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１６６８号
東京都小平市天神町１丁目３―８―210
債務者　長田　伊代
1　決定年月日時　平成27年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１６７９号
東京都北区堀船２丁目７―15―201
債務者　河合　一夫
1　決定年月日時　平成27年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１６８１号
東京都立川市富士見町４丁目16―26―103
債務者　志賀　健二
1　決定年月日時　平成27年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

第明治三十五種郵便物認可